2020年8月17日

**東京学芸大学辟雍会修学支援金貸与募集要項**

新型コロナウィルス感染症等の影響で，東京学芸大学辟雍会の正会員である在学生が，

経済的理由により修学困難な状況に置かれている現状が見受けられます。

辟雍会は会員である在学生の皆さまが，勉学を継続していくことに困難が生じた時に，

迅速に修学支援金の貸与ができるよう，支援させていただきたいと思います。下記により募集しますので，修学支援金貸与を希望する正会員はお申し込みください。

記

**１．対象者**

　　東京学芸大学教育学部・大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科に在籍する学生で，東京学芸大学辟雍会の正会員である者

**２．貸与支援金の額**

原則として一人10万円を無利子で貸与する。（一人につき在学中一回限）

**３．申請方法**

貸与の必要が生じた時，以下の３点を郵送する。

　　① 東京学芸大学辟雍会修学支援金貸与申請書

② 辟雍会修学支援金返還誓約書

③ 辟雍会用債主データ登録票

**４．貸与の決定及び貸与の方法**

　　貸与決定者にはE-mailにて連絡し，指定口座へ10万円を振り込みます。

**５．支援金の返還**

　　貸与を受けた日から１年以内に返還する。ただし，卒業（修了）年度にあっては卒業（修了）する前月の月末までとする。

ただし，次のいずれかに該当するときは，直ちに支援金を返還しなければならない。

　　① 退学，除籍となったとき

　　② 東京学芸大学の学内規則等に規定する懲戒等の処分を受けたとき

　　③ その他貸与を受けた者として適当でないと判断される事実があったとき

　　返還の猶予を希望する者は，返還期限の前月の月末までに返還猶予願を提出し，許可

された場合は返還を１年間猶予する。ただし，卒業(修了)年度にあっては，猶予期限を

卒業（修了）する前月の月末までとする。

**６．返還方法**

辟雍会の指定する口座に一括納入して返還する。

**７．申請書類等の提出先**

　　所在地：〒184-8501　東京都小金井市貫井北町４－１－１

　　　　　　東京学芸大学　２０周年記念飯島同窓会館２階

　　　　　　東京学芸大学辟雍会事務所

　　電話（ファックス兼用）：042-321-8820

　　E-mail：hekiyou@u-gakugei.ac.jp